

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年 5月26日
【会社名】	株式会社リテールパートナーズ
【英訳名】	RETAIL PARTNERS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 康男
【本店の所在の場所】	山口県防府市大字江泊1936番地
【電話番号】	0835 (20) 2477 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 実
【最寄りの連絡場所】	山口県防府市大字江泊1936番地
【電話番号】	0835 (20) 2477 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 清水 実
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年5月25日開催の当社第64期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
平成29年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行することに伴い、会社の機関についての規定の変更、取締役及び取締役会に係る規定の変更、取締役との責任限定契約についての規定の新設、監査役及び監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、並びに条数の見直し及び字句等の変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第1号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、田中康男、池邊恭行、斉田敏夫、武野茂人、清水実、川野友久、富松俊一及び福田浩一の8名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役として、舟川真司、沖田哲義、柴尾敏夫及び藤井智幸の4名を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第1号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億8千万円以内（うち社外取締役分は年額3千万円以内）と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案の効力の発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3千万円以内と定めるものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	229,494	63	0	(注)1	可決 86.65
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
田中 康男	229,453	105	0	(注)2	可決 86.64
池邊 恭行	229,480	78	0	(注)2	可決 86.65
斉田 敏夫	229,481	77	0	(注)2	可決 86.65
武野 茂人	229,480	78	0	(注)2	可決 86.65
清水 実	229,484	74	0	(注)2	可決 86.65
川野 友久	229,484	74	0	(注)2	可決 86.65
富松 俊一	229,481	77	0	(注)2	可決 86.65
福田 浩一	228,510	1,048	0	(注)2	可決 86.28
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件					
舟川 眞司	229,473	85	0	(注)2	可決 86.64
沖田 哲義	217,206	12,352	0	(注)2	可決 82.01
柴尾 敏夫	218,129	11,429	0	(注)2	可決 82.36
藤井 智幸	218,132	11,426	0	(注)2	可決 82.36
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	229,459	99	0	(注)3	可決 86.64
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	229,463	94	0	(注)3	可決 86.64
第6号議案 会計監査人選任の件	229,361	197	0	(注)3	可決 86.60

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上